

BAAライフデザイン・アドバイザーの会 会則

(1999年4月1日 施行)

(2014年5月31日 改定)

前 文

本会は、BAAライフデザイン・アドバイザー養成講座（旧人生設計アドバイザー養成講座）で学んだ者が、永久的な懇親と交流、そして資質の向上を求めて集まる会である。本格的な高齢社会の到来によって、ライフデザイン・アドバイザーが活躍すべき場は多い。本会は、BAAライフデザイン・アドバイザー（旧人生設計アドバイザー）認定者が自主的に組織を作って交流し、情報交換を行い、相互の親睦を深めながら資質の向上を図り、会員の活躍する機会を創出する場として寄与することを目指す。

本会は、その運営に当たってBAAと必要な連携を行いつつ、基本的には会員の総意によって自主的に活動する。会の真の発展と円滑な運営は、会員一人一人の自発的な協力と熱意如何にかかるとする。

（名称と所在）

第1条 この会は、「BAAライフデザイン・アドバイザーの会」（以下本会という。）といい、本部を東京都港区の一般社団法人ビューティフルエイジング協会内に置く。

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-4-30 32 芝公園ビル 3F

（目的）

第2条 本会は、会員相互の交流・情報交換・研鑽と親睦を図ると共に、会員の活躍する機会を創出し、以てライフデザイン・アドバイザーとしての資質向上に資することを目的とする。

（事業）

第3条 前条の目的を達成するために次の行事や事業を行う。

- (1) ライフデザインに関する勉強会・研究会
- (2) ライフデザインに関する情報の収集と提供
- (3) 地域・大学・高校に対する講師派遣などの社会貢献活動
- (4) 会員相互の親睦・交流を図る行事
- (5) その他、本会の目的を達成するための行事・事業

(会員と資格)

第4条 会員は、原則としてライフデザイン・アドバイザー（旧人生設計アドバイザー）であって、本会の趣旨に賛同し本会への加入を希望する者をもって組織する。

2. 会員資格については、入会申込書の提出と会費の納入をもって取得し、本人申出、死亡、会費を納入しない者は会員資格を喪失する。世話人会が認めた場合には、休会することができる。

3. 前々項に定める者のほか、本会の趣旨に賛同し本会への加入を希望する者については、BAAまたは会員の推薦と世話人会の承認を経て、特別会員並びに賛助会員となることができる。

4. 特別会員並びに賛助会員の取り扱いについては、個別に世話人会で定める。

(世話人会)

第5条 本会に世話人会を置く。

2. 本会の運営は、世話人により構成される世話人会において、世話人会の合意により行う。

3. 世話人は、会員のなかから世話人会の推薦により総会において決定する。

(世話人の職務)

第6条 世話人会は、第3条に掲げられた事業・行事に関して企画、実施、会計、庶務を行う。

(その他の役員)

第7条 第5条の世話人の中で特定の会務を遂行するため、以下の役員を置くことができる。

(1) 代表 本会を代表して、会務を統括する。

(2) 副代表 代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 事務局長 本会の事業の執行に必要な調整、事務に関する統括を担当する。

2. 第3条の行事・事業の機動的な執行を行うため、代表、副代表、事務局長を含む常任世話人を、世話人のなかから若干名選出し置くことができる。

3. 第5条の世話人の他に、会員より選出された監事若干名を置き、事業執行および会計処

理を監査し、会員に報告する。

4. 役員の任期は2年とし、留任を妨げない。

(運営アドバイザー、事務局)

第8条 本会の事業を実施するため、運営アドバイザーを置くことができる。

2. 運営アドバイザーは、会務に携わった経験豊富な会員のなかから世話人会がテーマ・企画ごとに都度選任し、運営についてアドバイスと支援を行う。

3. 本会の事業を実施するため事務局を置くことができる。

4. 運営アドバイザー・事務局に関する必要事項は、世話人会で定める。

(総会)

第9条 定期総会は、毎年度一回開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。

2. 総会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 役員の選出に関すること。
- (2) 会の運営に関する重要事項。
- (3) 事業報告および収支決算に関すること。
- (4) 事業計画および収支予算に関すること。

収支予算の変更が緊急に必要な場合は、世話人会で決定し総会に報告する。

- (5) 会則に関すること。
- (6) その他必要と認められる重要事項。

3. 総会の決議は、総会出席者の多数の賛同をもって行う。

(会費)

第10条 会員は、会費一人当たり年額5千円、地方在住会員は年額3千円を本会に納付しなければならない。ただし、地方在住会員の範囲は別に定める。

2. 会費を納入しないものは、会員資格を喪失する。

3. 特別会員及び賛助会員については、入会時に別に定める。

(会計)

第11条 本会を運営する経費は、会費その他の収入を充てる。

2. 第3条の行事・事業の実施に際しては、必要に応じて個別の参加費を徴収することができる。

3. 参加費に関する事項は、世話人会で定める。

(会計監査)

第12条 会計書類は事業年度ごとに監事の監査を受け、年度の収支決算については、監事監査終了後、定期総会において承認を得る。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。